

**平成30年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
(政策要望部分)**

平成29年7月28日
全 国 知 事 会

【農林水産関係】

1 国際貿易交渉について	1
2 農業の振興について	1
3 林業の振興について	6
4 水産業の振興について	7

【商工労働関係】

1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について	9
2 地域経済の活性化について	9
3 中小企業の振興について	10
4 雇用対策の推進について	11

【消費生活関係】

1 適正表示対策の拡充について	14
2 消費生活相談体制の充実・強化について	14

【国土交通関係】

1 地方創生を支える社会資本整備について	15
2 防災・減災対策の推進等について	15
3 社会インフラの老朽化対策の推進・充実について	16
4 高速道路の整備促進等について	16
5 港湾整備の推進等について	17
6 鉄道整備の推進について	17
7 地域における交通の確保等について	18
8 航空路線の維持・充実等について	18
9 観光振興対策の推進について	19
10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について	20
11 直轄事業負担金制度改革の確実な推進について	20

【社会保障関係】

1 都道府県の保健ガバナンス強化への対応について	2 1
2 超高齢社会への対応について	2 1
3 少子化対策の推進について	2 2
4 障害者保健福祉施策の推進について	2 2
5 貧困対策の推進について	2 2
6 厳しい環境にある子どもたちへの支援について	2 3
7 地域共生社会の実現に向けて	2 3
8 地域医療体制の整備について	2 3
9 医療保険制度改革の推進について	2 4
10 健康づくりの推進について	2 5
11 人権の擁護に関する施策の推進について	2 5

【文教関係】

1 教育施策の推進について	2 6
2 地域における科学技術の振興について	2 8
3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする 国際的スポーツイベントについて	2 8

【環境関係】

1 地球温暖化対策の推進について	3 0
2 自動車排出ガス対策等について	3 0
3 大気環境保全対策の推進について	3 0
4 生物多様性保全対策等の推進について	3 1
5 鳥獣保護管理対策の推進について	3 1
6 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について	3 1
7 海洋ごみ対策の推進について	3 2
8 アスベスト対策の推進について	3 3

【エネルギー関係】

- 1 資源エネルギー対策の推進について 3 4
- 2 電力需給対策等の推進について 3 6

【災害対策・国民保護関係】

- 1 大規模・広域・複合災害対策の推進について 3 7
- 2 災害予防対策の推進について 3 9
- 3 総合的な復旧復興支援制度の確立について 4 1
- 4 原子力災害対策の推進について 4 2
- 5 国民保護の推進について 4 3

【地域情報化関係】

- 1 マイナンバー制度について 4 5
- 2 官民データ活用の推進について 4 7
- 3 地域 I o T 実装の推進について 4 7
- 4 自治体クラウドの推進について 4 7
- 5 情報セキュリティ対策の推進について 4 8
- 6 地域情報化の推進について 4 8
- 7 地上デジタル放送に係る必要な措置について 4 9
- 8 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策について 4 9

【地方公会計・地域国際化・基地・領土・拉致等関係】

- 1 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進
について 5 0
- 2 地域国際化の推進について 5 0
- 3 基地対策の推進について 5 1
- 4 北方領土及び竹島問題の早期解決について 5 2
- 5 拉致問題の早期解決について 5 2
- 6 座礁放置された外国船舶の処理等について 5 2

【道州制関係】

- 1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について …………… 5 4
- 2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき
事項について …………… 5 5
- 3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について …………… 5 6

《政策要望》

【農林水産関係】

1 国際貿易交渉について

日EU・EPA交渉が大枠合意に至り、さらに、TPP協定や日米経済対話等の検討が進められる中、今後、関税の引き下げや関税割当枠の取扱いなどにより、国内農林水産業への影響が懸念される。

国においては、いかなる国際貿易交渉にあっても、我が国の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、農林水産物の重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、交渉の内容や進捗状況、国内への影響等について、丁寧に情報提供を行うこと。

2 農業の振興について

(1) 「農業競争力強化プログラム」に掲げている施策を着実に実行し、農林水産業の成長産業化を一層進めること。

特に、「農業競争力強化プログラム」に関する制度の設計については、各地域の農業・農村の実情を十分に踏まえること。

(2) 加工原料乳生産者補給金制度について、具体的な運用を定める際は、地方公共団体に対し、早期に情報提供や協議を行い、意見を反映するとともに、決定した際には、国の責任において対象事業者等への周知を図り、現行の指定団体制度が有している機能を十分に発揮し、酪農家の経営安定に資する運用となるよう努めること。

また、加工原料乳生産者補給金の交付にかかる数量認定事務等に関しては、事務量の増加が見込まれることから、国において必要な予算を措置すること。

(3) 主要農作物の安定生産のためには、都道府県が関与した優良種子の安定供給が重要であることから、農業競争力強化支援法に関し都道府県の主要農作物種子生産における役割・位置づけを明確にするとともに、その役割を果たすための予算を確保すること。

(4) 「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業・農村の有する多面的機能や食料問題を巡る情勢も十分踏まえつつ、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた生産基盤・共同利用施設の整備や多様な担い手の育成・確保、農村の振興など各種施策を充実させるとともに必要な予算を安定的に確保すること。

(5) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、農業の体質強化に資する農地の大区画化・汎用化や水田の畑地化、農業水利施設の老朽化対策等の農業生産基盤整備を着実に進めつつ、農地の利用

集積・集約化を図ることや高収益作物の導入等を促進することなどが不可欠である。

また、近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには農村地域の防災・減災対策が重要である。

しかし、これらの事業の予算は十分でないことから、地域の実情や特性を踏まえた上、計画的かつ着実な事業の推進に必要な当初予算を安定的に確保するとともに、農業の体質強化を着実に進めるための農業対策補正予算の継続的な編成を講じること。

さらに、地域の要望に基づくきめ細かな農業農村整備を推進できるよう必要な予算の確保を図るとともに、農業水利施設の管理体制の強化に資する施策の継続や、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、耕作放棄地の再生など、地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進すること。

- (6) 土地改良制度の見直しに当たっては、地方公共団体に新たな負担が生じることがないように、国において必要な予算を措置するとともに、具体的な運用を定める際は、地方公共団体等の関係機関と協議を行い、意見を反映すること。

さらに、機構関連事業については、農業者の費用負担を要する従来からの事業との間で不公平感が生じないように措置すること。

- (7) 経営所得安定対策等については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、安定的・継続的な制度とすること。

さらに、対象品目の拡大など、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じること。

また、現在導入が進められている収入保険制度については、新たに多角化・複合化に取り組む場合など、農業者個々の経営努力が基準収入に的確に反映される仕組みにするとともに、自然災害など個々では避けられない収入減少を基準収入の算定から除外するなど、再生産可能となる制度とすること。

加えて、見直しが行われる農業災害補償制度も含め、農業者個々が経営内容に応じたメリット・デメリット等を理解した上で加入判断ができるように周知に努めるとともに、制度の見直しにあたっては、現行制度加入者の負担増とならないような制度とすること。

- (8) 稲作農家の所得を確保し経営の安定を図るため、米政策の見直しに当たっては、農業経営者自らの経営判断を活かせるよう、需要や在庫、価格動向に関するきめ細かな情報をタイムリーに提供することや全国的な調整の仕組みなど、実効性のある需給調整に向けた環境整備を一層推進すること。

また、食料自給率の向上を図るため、水田のフル活用を推進することが重要であることから、加工用米や飼料用米、WCS用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金等現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、必要な機械の整備を支援すること。

- (9) 日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、

良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、制度の積極的活用が図られるよう、対策期間中においても必要に応じ、所要の見直し等を行いつつ、事業を推進するための経費を含め必要な予算を確保するとともに、基本的に国庫負担で対応すること。

特に、環境保全型農業直接支払交付金は、生産者が安心して環境保全型農業に取り組める安定的な制度運営を図るとともに、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

(10) 自然・社会的条件が厳しい中山間地域の農業の所得向上に資する取組等の充実・強化を図ること。

(11) 農業次世代人材投資資金が確実に交付できるよう、必要な予算を十分に確保するとともに、新規就農者の就農意欲の喚起と定着を図るための支援策を充実させること。

また、農業研修生を受け入れる農家等に対し、その活動に見合う支援策を創設すること。

さらに、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の機械・設備等の導入に対する支援制度の拡充など経営安定及び規模拡大への支援策を講じること。

加えて、営農しながら本格的に経営を学ぶ場（農業経営塾）の運営が継続的にできるよう必要な予算を確保するとともに、地域の実情に応じたカリキュラム時間等での実施を可能とするなど、持続的な担い手づくりに努めること。

(12) 農地中間管理事業については、関係予算を十分確保し、地方負担の軽減を図るとともに、その活用状況等を検証し、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう必要に応じて改善を行うこと。

特に、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。

また、機構集積協力金交付事業及び機構集積支援事業については、制度の安定的な運用を図るとともに、各都道府県の必要額を踏まえた上で、十分な予算措置を講じること。

(13) 農業委員会については、平成27年の「農業委員会等に関する法律」の改正により、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な法令事務として位置付けられた。

そのため、農業委員や農地利用最適化推進委員などが実施する農地の有効利用を図るための支援事業に係る予算確保に努めること。

(14) 農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応するため、国において、加工食品の原料原産地表示について加工業者等における取組が着実に進展するよう取り組むほか、輸入食品の検疫体制の強化を行うとともに、地方が行う以下の取組を支援すること。

- ・有機農業等の環境に配慮した農業に係る技術開発や有機農産物等の販路拡大対策の推進
 - ・食育及び地産地消運動の推進
 - ・農薬の使用低減技術の研究開発及び農薬の適正使用に関する指導や普及
- (15) 農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた、地域における品種・技術の研究、開発及び普及に対する支援を強化すること。
- (16) 地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地パワーアップ事業の中長期的な継続と必要な予算を確保すること。
- (17) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止について、支援制度を強化・拡充すること。
 - ・口蹄疫については、新たな発生に備えて迅速で簡易な検査方法を確立すること。また、発生した場合の感染経路の速やかな解明、農家等への経営支援、風評の払拭等の対策を引き続き強化すること。
 - ・家畜の埋却処分については、自己所有農地のみならず耕作放棄地や農地以外の土地が埋却地となる場合もあるため、引き続き適切な防疫対策や埋却地の再活用が可能となるような支援策を講じること。
 - ・移動式焼却炉や移動式レンダリング処理装置の配備拡大を行うことに加え、処分した大型家畜を処理装置の設置場所までウイルスを封じ込めた状態で安全に輸送するために必要な防疫資材の配備を支援すること。
 - ・家畜伝染病予防法で規定されていない飼育動物が家畜伝染病の病原体に感染している場合、十分なまん延防止措置を実施できないことから、関連法令を整備するなどの措置を検討するとともに、必要な財政措置を講じること。
 - ・外国人観光客の増加に対応するため、動物検疫所の機能強化を図ること。
- (18) 畜産・酪農の収益力強化に向けて、飼養管理施設や省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など生産基盤の強化を図るため、畜産クラスター関連事業を中長期的に継続して実施するとともに、補助対象を拡充し、必要な予算を安定的に確保すること。
- (19) 産業動物診療、家畜衛生及び公衆衛生に携わる質の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実を図るとともに、勤務獣医師の待遇改善を行うこと。また、獣医師の業務を的確に補助する動物看護師を必要とすることから、その知識、技術の高位平準化を図るための教育制度及び国家資格制度を整備すること。
- (20) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動等及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止の対策、柵の整備等に対する支援、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保、捕獲鳥獣の利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。

特に、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵等の整備に対する支援は、被害防止を図っていく上で必要不可欠であることから、各都道府県の必要額を踏まえた上で、不足が生じないようにすること。

(21) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。

- ・ 地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。
- ・ 放射性物質により汚染された土壌・水等の除染を迅速に行うこと。
- ・ 放射性物質に汚染された農地の除染対策について、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、吸収抑制対策事業等を基本的に国庫負担により継続すること。
- ・ 放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。併せて、一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。
- ・ 避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に向けた具体的手順を早急に示すとともに、除染や用水路の整備等、必要な取組を確実に実施するなど、国の責任の下、対策を講ずること。
- ・ 食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、国内外における情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。

(22) 日本の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、平成28年5月に策定された「農林水産物の輸出力強化戦略」に掲げる施策を着実に実行すること。特に、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、政府間交渉の取組状況については、継続して情報提供を行うこと。

また、輸出先国での残留農薬基準の早期設定や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、輸入解禁や条件緩和の実現のため、積極的に2国間協議を行うこと。

さらに、オールジャパンで行う国別・品目別戦略に加え、地方が海外で行う販売促進活動を積極的に支援するとともに、輸出を志向する農業者におけるGLOBAL G.A.P.などの国際的に通用する認証取得の拡大に向けて戦略的に取り組むこと。

(23) 未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないように厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

(24) 燃油・肥料や配合飼料等の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価

格安定制度の運用に必要な予算を確保すること。

特に、施設園芸等燃油価格高騰対策については、生産・加工工程で燃油を使用する菌床しいたけ、葉たばこ及びいぐさも対象となるよう拡充するとともに恒久的な制度とすること。

(25) 農林水産業の6次産業化を着実に推進するため、「6次産業化ネットワーク活動交付金」の拡充・強化を図ること。

特に、国が認定する「総合化事業計画」の作成を促進するための支援体制整備や同計画を円滑に推進するための施設整備等に必要な財政措置の更なる拡充を図ること。

(26) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、認証GAP取得が条件となる取引拡大が予想されるため、認証GAPの取得産地拡大に向けた取組の継続実施のほか、取組のメリットや、実需者の取得産地との取引意向に関する情報提供を行うこと。

また、都道府県が取り組むGAP確認制度についても支援措置を継続拡充すること。

3 林業の振興について

(1) 森林吸収源対策等の推進に向けて、継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる森林環境税（仮称）の創設にあたっては、新たな森林整備等の業務に係る都道府県及び市町村の役割分担を明確化するとともに、税収は全額地方の税財源となるよう制度設計すること。また、森林環境税（仮称）の用途については、地方の意見を踏まえて、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないようにしっかりと調整すること。

(2) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の安定的発展と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業並びに非公共事業である森林病虫害等防除事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

- ・ 間伐やこれと一体となった路網の整備、伐採後の植栽など、適切な森林整備や松くい虫の防除対策、ナラ枯れ被害対策を推進するための施策及び予算の充実
- ・ 山地災害等の復旧・予防や水源の涵養など、国土保全対策を推進するための予算の充実

(3) 林業・木材産業の成長産業化、木材利用・木質バイオマスエネルギー利用の拡大により低炭素社会へ貢献するため、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、以下をはじめとする効果的な施策を実施すること。

- ・ 間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組への支援の充実と十分な予算確保

- ・木育等の取組を通じた森林づくりや木材利用への理解の醸成
- ・国産材を用いた新たな製品・技術等を活用した施設の建設や非住宅分野における木造・木質化を促進する施策の充実
- ・適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる事業者や人材の育成・確保に向けた施策の充実
- ・CLT等の新たな技術を用いた木質部材の普及促進に向けた、建築関係基準の拡充や、建築士等の技術者の育成、広報活動、実証的建築への支援などの施策の充実
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など、様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信

(4) 森林法改正により措置された林地台帳制度については、森林に関するデータベースの整備等をはじめ、業務量の増加が見込まれることから、地方財政措置や国庫補助事業の継続など、必要な経費について十分な予算措置を講じること。

(5) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、任意繰上償還の実施等、実効性のある長期的な支援措置を早急に講じること。

(6) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された全てのしいたけ原木等の廃棄物処理について、国は国民の不安を払拭するなど、万全の措置を講じること。

また、野生きのこ・山菜類の出荷制限の解除に当たっては、汚染実態や地域の出荷体制に即して、市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除を可能とすることや、非破壊検査機等を用いた全量検査による出荷制限解除を認めるなど柔軟に対応すること。

さらに、風評被害等により特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、きのこ原木等の生産資材の助成などの施策を長期にわたり継続するとともに、原木として利用できない立木の財物補償については、汚染実態に即して対象地域を拡大すること。

(7) 大規模太陽光発電所建設による景観の悪化等の課題に対し、個別に判断が出来るよう林地開発における基準や関係法令を整備すること。

4 水産業の振興について

(1) 「水産基本計画」に基づき、水産業の現状と課題を踏まえ、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。

特に、東日本大震災による津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など地域の実情に十分配慮すること。

(2) 漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者が安心して漁業に取り組むことができるようセーフ

ティネットのさらなる要件の緩和や資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。漁業用燃油について、税制特例措置を堅持するとともに、恒久的な免税等の措置が図られるよう法整備を行うこと。また、養殖業における適正養殖可能数量の設定方法について、地域の意見や実情を踏まえた上で見直すこと。加えて、水産業の体質強化を図るため、漁船や省力・省コスト機器の導入促進に必要な支援について十分な予算措置を講じるなど、収益性の高い経営体への転換をより一層進めること。

- (3) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。
- ・ 竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯27度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。
 - ・ 日台漁業取決めについては、取決め適用水域を見直すこと。
 - ・ ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。また、ロシア連邦の法律により操業が禁止となったロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、漁業者はもとより、地域の関連産業などに対して、引き続き支援を行うこと。
 - ・ 排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を充実・強化すること。
 - ・ 太平洋熱帯域での高い漁獲圧により、カツオ資源が減少している懸念があることから、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働きかけを強化するとともに、当該海域での実効ある管理措置が講じられるよう交渉を行うこと。
 - ・ パラオ共和国等、南太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるよう、積極的な交渉を行うこと。
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の海洋への流出により、水産業が甚大な影響を受けていることを踏まえ、海洋汚染や水産業への被害が拡大することのないよう、万全の措置を講じること。
- (5) 「新規漁業就業者対策」については、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への着業率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。
- (6) 水産資源の回復を図り、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災・減災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進すること。

【商工労働関係】

1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について

安倍内閣の発足後、政府・日銀においては、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」が進められている。

しかし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響について引き続き注視する必要がある。

こうした中、我が国が、デフレからの完全な脱却と持続的な経済成長を実現するためには、今後も大胆な金融・為替政策、経済対策、規制改革、地方分権及び将来の不安払拭に資する構造改革の加速化が必要である。

政府・日銀においては、引き続き、海外の経済情勢や為替の動向を注視しつつ、「量」・「質」・「金利」の3つの次元での金融緩和措置の継続など、思い切った金融・為替政策を実施するとともに、名目GDPを高めることを目指した日本の稼ぐ力の回復に向けた政策対応を検討・実施すること。

政府においては、地方創生と持続的な経済成長を実現するため、「国家戦略特区」による「岩盤規制」の改革及び高い経済効果が認められる特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。また、民間事業者等が活用しやすい大胆な規制改革、税制の優遇措置、地域独自の取組ができるよう一層の地方への権限移譲などを講じること。

2 地域経済の活性化について

- (1) 地方産業競争力協議会における議論を適切に国の政策に反映させるとともに、国の経済財政諮問会議や未来投資会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。
- (2) 総合特区の取組の中には、農林水産、環境など個別の分野を超える事業があるため、内閣府が総合調整機能を発揮し、区域指定を受けた地域の事業主体に直接財政支援する枠組みを構築すること。また、国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化のため中長期的な支援が必要であることから、法人税軽減の適用期間を延長すること。地域活性化総合特区については、企業投資を呼び込み、就業の場を創出するため、法人税についても軽減すること。
- (3) 電力各社の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、電力の安定供給を確保した上で料金上昇を抑制する道筋を明確にすること。
また、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修、建築物の省エネ改修等に対する支援を強化すること。

- (4) 産業活動におけるサプライチェーン寸断のリスク軽減や国土の均衡的發展を図る観点から、地方の条件不利地域への産業再配置を促進するとともに、国際競争を勝ち抜くため、ポテンシャルを有する地方発の先端的研究開発に対し支援措置を強化すること。

3 中小企業の振興について

- (1) 依然として厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経済環境を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業・小規模事業者が利用しやすいよう充実するなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

大規模な経済危機等に際して発動する新たなセーフティネット保証制度の整備に当たっては、業種に関わらず迅速に発動できる制度とし、適用期限については一律に設定しないこと。

また、経済情勢を踏まえたセーフティネット保証5号の認定要件や業種指定の随時見直し、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長、金融機関に対する指導により、金融のセーフティネットに万全を期すこと。

- (2) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業・小規模事業者の経営改善につなげる観点から保証料率・保険料率のあり方を検討すること。また、危機対応時等におけるセーフティネット保証に係る保険の補填率の引き上げを行うこと。

- (3) 中小企業政策審議会の報告書「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて」に基づき制度変更を行う場合には、地方自治体による予算編成等に重大な影響を及ぼさないよう、実施までに十分な期間を確保すること。

- (4) 地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実するとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。

また、現在の金利情勢では運用益が減少することが見込まれることから、中小企業による地域資源を活用した新事業展開（地域活性化・農商工連携）を支援する地域中小企業応援ファンドについて、柔軟な対応が行えるよう機能を拡充すること。

- (5) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。また、施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じるに当たっては、地域の実情に即し、都道府県の意見をしっかりと反映させるとともに、都道府県が行う小規模事業者支援策との整合を図るなど、地方と十分に連携を図ること。

(6) 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき商工会及び商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されるものであることから、都道府県知事が実施できるよう検討を進めるとともに事務移譲の際には事務に係る人件費及び事務費についても財政措置を行うこと。

また、経営発達支援事業の実施に伴い新たに必要となる商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が損なわれることのないように配慮すること。

(7) 中小企業高度化資金（高度化事業）について、社会・経済状況の変化等の特別な事情により、経営の責任をやむを得ず負っている連帯保証人等が再チャレンジの機会を阻まれている現状もあることから、金融機関保証の利用促進や事業性評価能力がある商工組合中央金庫を活用した代理貸付などの仕組みづくりを行うことにより、連帯保証人等に頼らない制度運用に取り組むとともに、既往貸付により過大な負担を負っている連帯保証人等に対する対策を講じること。

(8) 内閣府予算に基づき、各地域で拠点整備がなされている「プロフェッショナル人材戦略拠点事業（従来事業）」については、平成29年度より「地方創生推進交付金」（予算措置1/2）の対象事業とされているが、国の委託事業として始まったという経緯を踏まえ、国において、全額財政措置を行うこと。

(9) 中小企業の経営革新への取り組みを支援するため、経営革新計画承認企業に対する支援措置をより一層充実すること。

4 雇用対策の推進について

(1) 地方が地域の実情に応じて、良質で安定した雇用を創出するためのプロジェクトや多様な人づくり、柔軟な働き方の推進に積極的に取り組めるよう、自由度の高い新たな交付金の創設など支援を充実させること。

また、地域の雇用状況に応じた雇用対策を進めることができるよう地域への支援施策を充実すること。

(2) 中小企業と若者の間における雇用のミスマッチ解消に向けた取組の推進など、新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。

また、新入社員や企業に対する定着支援も充実すること。

(3) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。

特に地域若者サポートステーション事業については、安定的な支援体制が確保できる財政措置を行うこと。

- (4) 中高年層の無業者やひとり親家庭等が経済的困窮に至らないようにするため、親族支援も希薄となる中高年層に対する重点的な就労支援策ならびに就労訓練修了者やひとり親の雇用・就労支援に積極的な企業に対する税制上の優遇措置、各種助成金や就労支援制度の拡充等により、就労支援を強化すること。
- (5) 労働移動支援型への政策転換に当たり、雇用調整助成金など雇用の維持・安定政策の後退による失業者が生じないように措置するほか、十分な再就職支援策を講ずるとともに、地域の雇用の場を確保する施策の充実を図ること。
また、雇用制度改革等の検討に当たっては、未だ厳しい経営環境にある中小企業が多く、就業者を取り巻く環境も厳しい状況にある地域の実情に十分配慮し、雇用環境の改善を推進すること。
- (6) 離職者向け職業訓練については、離職者や地域のニーズに対応し、特に人手不足が生じている職種や中小企業が必要な人材を確保するためにも、委託単価の設定や就職目標等について弾力的運用を図ること。
- (7) 企業における長時間労働の是正、短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入、ワーク・ライフ・バランスを促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援、企業の主体的取組を支援する専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。
- (8) 非正規労働者の正規雇用化や処遇改善策の充実を図ること。
正規雇用化とあわせ、労働者の状況に応じた、多様な勤務形態を選択できるような環境整備を行うこと。
- (9) 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、安心して希望をもって、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用等女性の活躍につなげるための施策の充実を図ること。
- (10) 65歳以上の高齢者の就業機会の確保や70歳まで働ける企業の拡大のための施策を充実するなど、意欲のある高齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。
- (11) 企業の規模に関わらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発や障害者の就労、職場定着を支援する人材の育成、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充等（調整金、報奨金の基準緩和等）により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。
また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。

(12) 都道府県が実施している技能検定制度や中小企業等の人材育成を支援する認定職業訓練制度など、技能の振興や継承に対する施策が充実できるよう支援策の拡大を図ること。

【消費生活関係】

1 適正表示対策の拡充について

- (1) 「不当景品類及び不当表示防止法」の改正により、都道府県知事に委任された事業者に対する法第29条第1項の報告の徴収及び立入検査等の権限については、法第7条第1項に規定する「措置命令を行うために必要があると認めるとき」だけでなく、「都道府県知事が必要があると認めるとき」にも行使できるようにするなど、調査権限の拡充を図ること。
- (2) 「不当景品類及び不当表示防止法」第5条第1号に定める優良誤認表示では、平成26年3月に食材の表示について「ガイドライン」が示されたところであるが、具体的事例も限られており、基準等が明確になったとは言い難いものである。全国的に統一した対応が必要であることから、優良誤認を招く食材の不適切表示等については、今後も随時具体的事例を増やす等、「ガイドライン」を充実すること。
- (3) 健康食品における虚偽・誇大広告に対し、迅速かつ実効的な法執行を行うため、都道府県の執行実態を把握した上で、健康増進法においても、「不当景品類及び不当表示防止法」に規定されるような「不実証広告規制」の導入を検討すること。

2 消費生活相談体制の充実・強化について

消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費については、地方消費者行政推進交付金の継続等引き続き国が必要な財源措置を講ずるとともに、同交付金における用途の拡充や活用期間の延長、支出限度額の撤廃等制度の改善を図ること。

また、地方消費者行政活性化基金から地方消費者行政推進交付金に移行した影響を最小限にとどめるため、活用期間の延長を含め、地方消費者行政活性化基金を柔軟に充当できるよう対応すること。

【国土交通関係】

1 地方創生を支える社会資本整備について

地方創生に向け、地方は自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を持って地方版総合戦略等を策定し、その実現に取り組んでいるところであり、加えて国の取組が車の両輪となって、地方創生から日本創成への道筋を確固たるものとするのが重要である。

地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾・公園等をはじめとした社会資本整備は、国民の生命・財産を守り、地域経済を活性化させ、地方に活力と魅力をもたらすが、未だに高速道路等のミッシングリンクなど社会インフラには地域間格差が存在し、その解消には息の長い、腰を据えた対策が必要である。

このため、「地方創生回廊」の実現に向け、多軸型国土を形成するとともに、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進すること。

また、今後ラグビーワールドカップ 2019™ や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツ大会を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるため、地方創生の取組の視点を持って社会資本整備を加速すること。

そのために必要な予算総額を確保するとともに、補助制度の拡充を行うこと。

2 防災・減災対策の推進等について

- (1) 豪雨や地震等による災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、国民の生命・財産を守るためには、自然災害の未然防止や被害の軽減対策が重要な課題である。このため、未曾有の被害をもたらした東日本大震災や平成 28 年熊本地震をはじめとする近年のいどこで起きてもおかしくない自然災害に対応できるよう、国土強靱化基本計画等に基づき、道路・河川・砂防・海岸等の防災・減災対策や住宅・建築物・鉄道施設等の耐震化、加えて発災後の迅速な復旧復興を支援する公園等防災拠点の整備や円滑な支援物資搬送等に不可欠な緊急輸送道路の無電柱化を重点的、計画的に推進すること。

さらに、施設等の災害復旧については、単なる原形復旧にとどまらず、将来の利便性や安全性の向上のための必要な措置を講じるなど、強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。

- (2) 防災・減災対策をはじめとしたあらゆる施策を支える基盤となる社会資本整備予算の総額を確保すること。特に、地方が国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業の恒久化や起債制度の拡充を図るとともに、地域の実情を踏まえた緊急性の高い対策へ集中投資し強靱化を加速する新たな予算枠を創設すること。

- (3) 港湾機能の強化や高速道路等のミッシングリンクの解消による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の確立等、広域及び地域におけるネットワークの代替性・多重性の確保・確立に必要な対策を積極的に実施し、広域的な視点での経済活性化と災害に強い安全・安心な国土づくりを進めること。

3 社会インフラの老朽化対策の推進・充実について

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うためには、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。そのため、今後も増加が見込まれる維持管理・更新に必要な予算を安定的・継続的に確保すること。加えて、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、点検や修繕に係る起債制度の拡充、維持管理に係る公共施設等適正管理推進事業債の拡充など、地方等へ確実な財源措置を図ること。

また、維持管理・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成などを含め、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

4 高速道路の整備促進等について

- (1) 全国14,000kmの高規格幹線道路網の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンク、都市圏の環状道路の整備の遅れ等の課題があり、我が国の成長力・国際競争力を強化し、また災害に強い国土づくりを行うためにも、高速道路が国全体のネットワークとして機能するよう、国の責任において早期整備を図ること。

また、高速道路の暫定2車線区間は、走行性の低さや災害時・積雪時の機能低下に加え、正面衝突事故の発生など、定時性や安全性にも課題があり、その解消のため4車線化を推進すること。あわせて事故対策や逆走防止対策等も含め、高速道路の総合的な安全対策を計画的に推進すること。

- (2) 高速道路の利用を促進し、利便性の向上や地域活性化、民間投資の誘発等を図るため、スマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路等について、補助制度の拡充等により整備支援を行うこと。
- (3) 高速道路料金については、首都圏及び近畿圏において新たな料金体系が導入された。その効果検証を行った上で、引き続き高速道路を賢く使うための料金体系の検討を進めること。
- (4) 高規格幹線道路を補完し、幹線道路ネットワークを形成する地域高規格道路についても、整備推進を図ること。なかでも、隣接する県庁所在地間が高規格幹線道路で連結されていない地域や高規格幹線道路が欠落している地域については、東日本大震災や平成28年熊本地震の教訓を踏まえ大規模災害の備えとしての観点から、また、大都市地域の環状道路等については、国際競争力を強化する観点から、高規格幹線道路と同様に、スピード感を持って整備を図ること。

- (5) 平成29年度までとされている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」等に定める国の負担又は補助割合のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう更なる拡充等の措置を講じること。

5 港湾整備の推進等について

- (1) 我が国の成長力・国際競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾をはじめとする国際貿易のゲートウェイとなる港湾、地域の産業を支える港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤、臨港道路等の整備を推進すること。
また、離島における安定した住民生活を確保するため、離島航路の安定的な運航を支える防波堤や岸壁等の整備を推進すること。
- (2) 外国人旅行客数が大きく増加する中、地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入のため、大型化に対応する岸壁などの旅客船ターミナル整備、クルーズ旅客の円滑な周遊を可能とする環境整備等を推進すること。
- (3) 大規模地震や津波等の災害時に津波防護効果を有する防波堤や緊急物資輸送等の拠点として機能する耐震強化岸壁、広域的な経済・産業を支える石油化学コンビナート等が立地する地区の海岸保全施設の整備などを推進すること。加えて、民有護岸等の改良に対する支援制度の拡充を図ること。

6 鉄道整備の推進について

- (1) 活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、国と地方の負担のあり方など財源構成の枠組みの見直しをはじめ、地方の受益の程度を勘案した負担改善策を実施し、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日 政府・与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。）に基づき、早期完成・開業を図ること。
また、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえ、政府・与党申合せに基づき、財源確保の方策も含め、幅広い観点から新たな仕組みを早急に検討し、所要の対策を講じるほか、並行在来線の経営分離については、地方公共団体の意向を尊重すること。
- (2) 災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新幹線やフル規格による北陸新幹線の全線整備、青函共用走行問題の抜本的解決及びフリーゲージトレイン（軌間可変電車）の実用化について、早期実現を図ること。
加えて、政府・与党申合せに基づき、整備新幹線の整備が進捗していることも踏まえ、基本計画路線についても、早期に整備計画路線へ格上げするなど新幹線

の整備促進を図ること。

- (3) 国土の均衡ある発展の観点から、都市間を結ぶ幹線鉄道的高速化、相互連携及び安定輸送確保を図ること。

また、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。

7 地域における交通の確保等について

- (1) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路等の地域公共交通は、住民生活や経済活動、地方創生に不可欠な基盤であることから、その維持・確保及び充実に必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講じるとともに、補助制度の見直しについては、地域の実態に合うよう地方公共団体や交通事業者の意見を十分に踏まえること。また、第三セクター鉄道をはじめ、地域公共交通を運行する事業者の経営基盤は脆弱であることが多いため、安全輸送に必要な点検や投資に対する支援を適切に講じること。さらに、地域公共交通の維持・確保に資する、自動運転やDMV等の新技術の開発や導入・普及に向けた検討等を行うこと。
- (2) 交通行政について国と地方の役割分担を明確にした上で、地域が主体となって公共交通ネットワークを構築・維持するために必要な権限・財源の移譲を引き続き進めること。
- (3) 公共交通機関の利便性向上を図るため、交通系ICカードの導入やエリアをまたぐ広域利用のためのシステム改修、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環境の向上など、事業者が行う投資に対する支援策を充実すること。
- (4) 内航フェリーは、広域的な物流や観光交流を支え、モーダルシフトの受け皿、また、災害時の陸路に替わる輸送手段等としても期待されるなど重要な役割を果たしているが、高速道路料金の見直しなどに起因して、引き続き厳しい環境にあることから、航路の維持・確保に向けて支援策を講じること。
- (5) 高速乗合バス・貸切バスの安全対策について、運送事業者に対する指導に加え、バスの運転者の確保・育成と疾病対策、車両の安全対策、日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の活用など実効性のある安全確保対策を徹底すること。

8 航空路線の維持・充実に等について

航空路線が全国各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには我が国経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災後の復興や地方への誘客支援を図る観点、生活交通としての地域航空路線を維持可能なものとする観点からも、航空ネットワークの維持・充実に及び空港機能の強化につ

いて適切な対応を図ること。

9 観光振興対策の推進について

- (1) 観光先進国確立に向け、空港・港湾における訪日外国人旅行者の入国手続きについては、短時間のスムーズな入国審査をはじめとした手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を促進すること。
- (2) 平成28年に訪日外国人旅行者数が過去最高を記録したが、東日本大震災前の訪日外国人旅行者数に未だ至らない地域や、平成28年熊本地震により激減した地域の本格的な回復、訪日外国人旅行者の今後の更なる増加や地方への誘客を図るため、風評被害対策及び安全・安心に係る正確かつ迅速な情報の発信や、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡大、訪日個人旅行の促進、国際会議等MICEの誘致、送客元の多様化を図るなど、積極的な対策を実施すること。
- (3) 国内外から観光客を呼び込み、観光の力で「地方創生」に魂を吹き込むため、特に、急速に増加するアジアなどの訪日外国人旅行者の需要を確実に取り込む観点から、国際的に質の高い観光地の形成が必要である。

このため、戦略策定、マーケティング、商品造成、プロモーション等を一体的に実施する「日本版DMO」の形成・確立に対する支援、「住宅宿泊事業法」に係る新たな制度の適切な運用に対する支援、外国語併記の観光案内標識の設置促進、無料公衆無線LANの整備促進や規格の統一、災害時の情報伝達など緊急時の対応、観光人材の確保・育成などの環境整備に取り組むこと。
- (4) 観光業は地域経済を支える重要な産業で、その中核施設である旅館・ホテルは災害時避難所としての機能も期待されていることから、耐震改修促進法の改正に伴う建築物の耐震設計・改修に係る費用について、特別交付税措置の更なる拡充など地方への財政支援を行うとともに、耐震改修工法の情報提供など総合的な支援策を講じること。
- (5) 交流人口を拡大し、地方の活力を高めるためには、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げが不可欠であるため、その整備・拡充や観光周遊ルートの創設等を支援する取組を推進すること。
- (6) ラグビーワールドカップ2019TM、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的なスポーツ大会の開催を、訪日外国人旅行者の全国各地への誘導を通じた地域経済活性化の好機と捉え、大会開催中及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設するなど、「訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策」を積極的に講じること。

10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について

(1) 過疎地域、山村、離島、半島等特定地域の地理的、自然的特性を生かした自立的発展を図るため、地域の主体的な集落対策の推進、産業振興及び雇用の確保による地方への移住・定住の促進、美しい自然環境や文化の維持など、各省庁が連携して、地域の振興施策を推進すること。

(2) 本年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、課題に直面する地方の意見をよく聴き、特定有人国境離島地域の追加指定等の見直しを行うこと。

また、離島航路・航空路の運賃等の引き下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図るとともに、財政措置を講じること。

11 直轄事業負担金制度改革の確実な推進について

直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲と併せ、制度の廃止など抜本的な改革を速やかにかつ確実に進めること。

その際には、社会資本整備の着実な実施にも配慮すること。

【社会保障関係】

地域において住民が安心して暮らすことができるよう、国と地方が一体となって社会保障サービスを提供し、支えていることを踏まえ、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら、持続可能な社会保障制度を確立していくことは、国が進める「一億総活躍社会」の実現にもつながるものである。

国においては、責任ある立場を強く自覚し、現実には生じる深刻な課題への対応を地方に転嫁することがないよう、地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たし得るよう、次の事項について適切かつ真摯に対処するよう要望する。

なお、消費税率の10%への引上げが平成31年10月まで延期されたが、社会保障の充実・安定化に向けて必要な財源措置を確実に講じるよう、併せて要望する。

1 都道府県の保健ガバナンス強化への対応について

「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」において、都道府県の保健ガバナンスの強化に向けた方針等が示された。

都道府県が地域における「予防・健康・医療・介護」について、幅広い役割を發揮することが求められている。ガバナンスの強化の検討に当たっては、社会保障における国の役割と責任を明らかにした上で、都道府県と十分に協議し、人材確保や予算措置など必要な措置を確実に講じること。

2 超高齢社会への対応について

(1) 地域包括ケアシステムの構築等

医療や介護が必要な状態となった場合でも、可能な限り住み慣れた地域において生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムを構築するためには、生活の前提となる住まいと自立的な暮らしのための生活支援や社会参加の機会が確保され、必要に応じ、専門職による医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどが提供されることが必要である。

中山間地域や離島をはじめ、住んでいる地域によって受けられるサービスに格差が生じることのないよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて、基盤整備及び人材確保のための支援、診療報酬及び介護報酬の見直しなどを適切に行うこと。

(2) 介護人材の確保

介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、介護人材の処遇改善を介護報酬に適切に反映させるとともに、介護職への理解促進とイメージアップの推進による社会的評価の向上、多様な人材（外国人を含む）の確保対策やキャリアパスの確立などにより、介護サービスの質と量の確保に向けた実効性のある施策を強力に推進すること。

3 少子化対策の推進について

少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることから、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援により、次世代を担う子ども達が健やかに生まれ育つことができるよう、引き続き、待機児童解消に向けた受け皿の整備や処遇改善等保育士確保に取り組むなど、子ども・子育て支援施策等の更なる充実・強化を図ること。

また、多子世帯やひとり親世帯等に配慮し、所得制限の緩和など幼児教育・保育の無償化の実現に向けた保育料軽減措置の拡充、多子世帯に有利な税制等の構築などにより、より一層経済的負担の軽減を図ること。

さらに、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

4 障害者保健福祉施策の推進について

改正障害者総合支援法の円滑な施行に向け、具体的な制度設計に当たっては、地方自治体と十分に協議するとともに、障害者や事業者に混乱が生じないように、早期に制度の詳細を提示すること。

また、改正児童福祉法により地方自治体に障害児福祉計画の策定が義務付けられ、障害児支援が新たな段階を迎える中で、特に、医療的ケアの必要な障害児への支援や地域の実情を踏まえた福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、財政措置を含め適切な措置を講じること。

措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みの整備に当たっては、都道府県等の円滑な運用に向けた支援や財政措置を十分に講じるようにすること。

併せて、社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業、精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療体制整備、自殺対策事業等に要する十分な財政支援措置を講じること。

さらに、手話習得の機会確保など、障害者に対する多様なコミュニケーション支援の充実のための法整備を図ること。

5 貧困対策の推進について

生活保護制度については、生活保護費の国庫負担率（国4分の3）を含めた国と地方の役割分担を最低限堅持し、真に保護が必要な人が適切に受給できる制度を維持するとともに、就労可能な生活保護受給者の自立を助長できる制度の整備を一層促進するなど、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、不断の見直しを行うこと。

また、生活困窮者自立支援制度は、貧困対策の両輪として生活保護制度と一体的に運用することが効果的であることから、引き続き、地方の意見を十分に反映し、真に実効ある制度とすること。

6 厳しい環境にある子どもたちへの支援について

平成27年12月の「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を踏まえ、ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実等、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図るとともに、「地域子供の未来応援交付金」の恒久化を含め、施策の充実のために必要な財政措置を講じること。

特に、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援については、「貧困の連鎖」を断ち切る取組として重要であることから、国庫補助の事業費上限額の撤廃と国庫補助率の引上げを図るなど必要な支援を行うこと。

また、改正児童福祉法等により、児童相談所等の体制強化や司法の関与が図られることになったが、制度の導入に当たっては、地方と十分に協議を行うこと。併せて、専門職の配置義務や職員の専門性の向上への対応及び児童相談所の体制強化のため、引き続き、国の責任において人材の育成・確保を図るとともに、財政的支援策を講じること。

7 地域共生社会の実現に向けて

国においては、地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、改革を進めているところであるが、真に必要な公的支援を地域住民に肩代わりさせることのないよう留意するとともに、十分な財源措置と必要な支援を行うこと。

また、本来、国の役割である矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰等を支援する地域生活定着促進事業についても、着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。

8 地域医療体制の整備について

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

都道府県は、地域医療構想に基づき、平成37年に向けて病床機能の分化・連携を進め、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制を確保することが求められている。

地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

また、自治体病院等については、救急医療・へき地医療など地域において重要な役割を果たしているその使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

さらに、社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、患者負担の増加や医

療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、速やかに、地域医療体制確保の観点から適切に対応すること。

(2) 医療人材の確保

国においては、新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョンに係る報告書を取りまとめるとともに、平成30年度からの新たな専門医制度等医療人材の資質向上に係る環境整備を進めているところであるが、医学部地域枠の在り方に係る検討も含め、医療人材の偏在解消、地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。

併せて、平成30年度から開始される新たな専門医制度については、医師の地域偏在・診療科偏在の拡大を招くことのないよう、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度とし、制度開始までに関係者の不安を払拭すること。

さらに、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

9 医療保険制度改革の推進について

将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度改革等を着実に行うこと。

国民健康保険制度については、平成30年4月の財政運営の都道府県単位化への円滑な移行に向け、徒な混乱が生じないように、公費の弾力的活用、制度改革の周知・広報の徹底など万全な対応を講じるとともに、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援の拡充については、消費税率の引上げ等の状況に関わらず、国の責任において確実にを行うこと。また、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じること。

併せて、すべての子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

その上で、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

さらに、医療費適正化の推進については、国はその役割と責任を果たした上で、都道府県等による医療費適正化の取組が円滑かつ効率的に実施できるよう必要な支援を行うとともに、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

10 健康づくりの推進について

(1) 健康長寿社会の実現

健康長寿社会の実現に向けて、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

日本健康会議において採択された「健康なまち・職場づくり宣言2020」を受け、政府において具体的な施策を検討されているが、地方自治体における自発的な取組につながるよう、地方の意見を十分に聞くこと。

受動喫煙防止対策の強化に係る法整備に向けた検討が行われているが、都道府県等や関係機関と十分に協議を行いながら制度設計を行い、標準的な運用基準を明確に示すとともに、人件費を含め十分な財政措置を講じるなど、実効性のあるものとする。

(2) 疾病予防対策の推進

難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、平成30年度からの新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

また、がん検診の受診率の向上や効率的・効果的な受診勧奨を実施するため、検診実施者間の情報共有を可能とする体制の整備など具体的な取組を進めること。

11 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを利用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

また、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力等を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。併せて、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等の取組を推進するとともに、ヘイトスピーチの解消に向けた地方自治体の取組に必要な財政措置等を講じること。

加えて、部落差別の解消に向けて、昨年12月に公布、施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する国の施策（相談体制の充実、教育・啓発、実態調査）について、その内容や国と地方の役割分担の考え方、スケジュール等を早急に明らかにすること。

【文教関係】

1 教育施策の推進について

- (1) 教育振興基本計画の推進、学習指導要領の円滑な実施、少人数指導や特別支援教育の充実などの課題に対応するとともに、地方が全力で取り組んでいる地方創生において、日本の将来を支える人材が健やかに育まれるよう、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、「次世代の学校」指導体制実現構想の推進に努め、教職員定数の更なる改善を着実に実施すること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講ずること。

特に、現在の教育現場は、いじめ・不登校、特別な支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒への対応、「主体的・対話的で深い学び」の充実、教育格差など様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にあることから、こうした課題に対しては、教職員を含め多様な人材を配置し、チームとして組織的に取り組むことができるよう、教職員の加配定数を一層拡充するとともに、今般の学校教育法施行規則の改正により規定されたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び部活動指導員と連携した指導体制の充実と教員の多忙化解消を図るため、これら専門スタッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。

- (2) 政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるよう検討すること。

- (3) 高等学校等就学支援金制度については、低所得者に対する加算支給額、単位制高校進学者に対する支給制限、支給月数の制限、所得の判断基準の在り方等の問題を解決するため、制度の更なる拡充・見直しを図ること。

高等学校等修学支援事業については、事務費も含め、安定した財源の確保を図り、全額国庫負担により実施すること。特に低所得者層に対する奨学のための給付金制度については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行うこと。

また、上記の2つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うこと。

なお、マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの導入に当たっては、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が処理する仕組みとせず、都道府県の実情に応じて各学校においても処理できる仕組みを構築すること。

さらに、高校生等の修学機会の確保のため、都道府県による授業料等減免事業への財政支援の拡充を行うとともに、私立小中学校の児童生徒に対する経済的な支援策について、国において実施する実証事業の結果を踏まえ、幅広く検討を行い、恒久的な制度化を図ること。

- (4) 乳幼児期において身に付けた非認知的能力、語彙、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与えるという研究成果等を踏まえ、乳幼児期の教育・保育の充実を図ること。また、多子世帯やひとり親世帯等に対する所得制限の緩和など、段階的な幼児教育の無償化の実現に向けた保育料軽減措置の拡充を図るとともに、国の責任において必要な財源を確保すること。
- (5) いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等の組織の運営、いじめ防止対策の調査研究等、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- (6) 大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っていることを踏まえ、以下の点に配慮した施策を行うこと。
- ・多様な分野で地域に貢献している大学が、地域の中核的な高等教育機関として、安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金や公立大学における地方交付税措置、私立大学に対する助成の拡充などの財政支援の充実を図ること。
 - ・大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資を拡大するとともに、大学の地方移転に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講ずること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に着した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組への支援制度を検討すること。
 - ・平成27年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、「地域の中核企業等を担うリーダー的人材の確保」に限定している基金造成に係る要件等を見直し、地方が必要とする幅広い人材を対象とするとともに、対象者数を拡充すること。あわせて、地方公共団体への財政支援を更に充実させること。
 - ・大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金や無利子奨学金の拡大など、制度の充実・強化を図ること。
 - ・実践的な職業教育を行う専門職大学等については、地域の実情に合わせて柔軟に運用できる設置基準の設定、地域的にバランスの取れた設立や既存の職業能力開発施設との関係性など、地方との連携に十分留意するとともに、地方の国公立大学が単に専門職大学等に転換されることがないように、既存の学部における専門職学科の新設を可能にするなど、大学の機能充実に十分配慮の上、設立や運営に関する財政支援策を含め、制度化を検討すること。
- (7) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設における耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を進めるため、補助要件を満たす事業については、

着実に実施できるよう必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や改修に係る地方債制度の拡充など地方財政措置の充実を図るとともに、私立学校施設についても、公立学校施設と同水準の支援を行うこと。

また、耐震化等以外の、トイレや空調設備など、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保するとともに、実情に見合う予算単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

さらに、地域における文化芸術の拠点となっている文化会館等の文化施設についても、耐震化やバリアフリー化への対応などの長寿命化や機能向上につながる施設の改修など、その整備・充実に必要な財政支援を行うこと。

- (8) 学校図書館・公立図書館を通じて、児童生徒や地域住民が多様な書籍や新聞・雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有するなど、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、司書の配置や資料の購入に係る国の財政支援を拡充すること。
- (9) 開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会の改革を推進すること。また、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催経費及び選手派遣のための経費について、応分の負担を行うこと。

2 地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

- ・世界各国から高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するなど、地域の特性を生かした先端産業を中心とした新たな産業集積圏域を創設すること。
- ・広域的な産学官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の産学官連携に不可欠なコーディネーターを長期安定的に確保するための制度を創設すること。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツイベントについて

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、ラグビーワールドカップ2019™、ワールドマスターズゲームズ2021 関西など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベントについては、観光振興、日本文化の発信、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。日本再興の起爆剤としてオールジャパ

ンで盛り上げていくため、国内外における機運醸成に取り組むとともに、大会開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。

- (2) 日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的なスポーツイベントの競技会場の整備等、創意工夫ある取組を継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。
- (3) 東京 2020 パラリンピック競技大会を契機として障害者スポーツの裾野拡大を図る観点から、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うとともに、パラリンピック競技や障害者スポーツに関する積極的な広報を推進すること。
- (4) 2020年に向け、日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、様々な文化プログラムの取組への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を支援すること。
- (5) 海外選手等の国内での長期キャンプを可能にするため、国内在留資格を緩和するなどの対策を実施すること。

【環境関係】

1 地球温暖化対策の推進について

2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、国内における低炭素社会への取組を加速させるため、地球温暖化対策計画に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進すること。

また、森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策において、地方公共団体が果たす役割を適切に反映した、安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

2 自動車排出ガス対策等について

(1) 自動車からの環境負荷低減に関しては、低公害・低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、規制緩和、インフラ整備などについて、総合的な支援策を講ずること。

特に、都市部だけではなく地方も含め、全国的な普及を図る観点から、充電及び水素供給インフラ整備に対する補助制度を充実させるとともに、利便性の向上を図るため、高速道路におけるインフラ整備等の促進に努めること。

(2) 自動車NO_x・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側及び自動車側の双方において実効性のある対策となるよう、必要な措置を講ずること。

3 大気環境保全対策の推進について

(1) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、平成27年3月に微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方の中間取りまとめがなされ、国内における排出抑制対策の着実な推進が必要とされたところである。

国民の健康への不安の解消を図る必要があることから、以下の対策を早急に講ずること。

- ・多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム等の解明を行い、総合的かつ広域的な対策を講ずること。
- ・大陸からの越境大気汚染に対しては、発生国において実効性のある対策が講じられるよう技術協力を強化すること。
- ・常時監視体制の更なる強化のための都道府県の負担について、必要な支援を行うこと。
- ・注意喚起の正確性を高めるため、測定機の精度向上を促進するとともに、広域的シミュレーションモデルを早急に構築し、より正確な予測を提供すること。
- ・疫学的知見、特に、影響を受けやすいとされる高齢者や乳幼児、呼吸器系・循環器系疾患患者の健康影響に関する知見の収集に努め、きめ細かな対応を定め

ること。

- ・健康不安解消のため、国民に対し広く情報が行き渡るよう情報発信を適切に行うこと。

- (2) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響も示唆されていることから、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講ずること。

4 生物多様性保全対策等の推進について

生物多様性の保全及び持続可能な利用については、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された「愛知目標」の達成に向け、「生物多様性国家戦略2012－2020」の見直しを行う際には、施策の充実を図り、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取り組み、各地域で総合的な対策が推進できるよう必要な支援を盛り込むこと。

特に、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化を図るとともに、希少な野生動植物の保護と外来種による被害防止に関する対策を進めること。

また、多様な主体による取組が積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

5 鳥獣保護管理対策の推進について

野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大し、高山植物の食害等の自然生態系への影響も懸念される中、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実効性を確保するとともに、鳥獣管理の一層の促進や担い手の育成を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の予算総額を確保し、特別交付税措置を引き続き講ずること。

6 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について

- (1) 廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県、市町村等が役割分担の下、取り組んできているが、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。

- (2) PCB廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、早期処理に向けて実効性のある処理促進策を実施すること。

- ・高濃度PCB廃棄物の処理事業については、地元の理解と協力の下に成り立っていることを踏まえ、法に定めるJESCOの各事業所の処分期間内で、地元自治体の負担に配慮し、一日も早く完了できるよう、政府は一丸となって取り組むこと。

- ・「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の一部改正により発生する事務の執行及び高濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。特に、行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生

じることのないよう、処理費用だけでなく、人件費も含めた財政的支援の仕組みを確実に講ずること。

- ・低濃度PCBの廃棄物の処理について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、処理体制の充実・多様化を図るとともに、期限内の処理を確実にを行うため、処理費用等に対する助成制度を創設すること。
- ・さらに、使用中の低濃度PCB含有製品をはじめ法で明確に使用廃止期限が定められていないものについて、計画的処理ができるよう国において早急に検討を行うこと。
- ・PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

- (3) 近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理案件の新規発生は減少傾向にあるものの、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。このため、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

- (4) 拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行各種リサイクル法が適用されない製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及を図ること。

また、G7富山環境大臣会合で合意された「富山物質循環フレームワーク」を推進するため、食品ロス・食品廃棄物対策や電気電子廃棄物（E-Waste）の管理など、資源効率性向上・3R推進への国の積極的な取組や地方公共団体への支援の充実に努めること。

7 海洋ごみ対策の推進について

海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、漂流・海底ごみの回収・処理等への支援制度については、平成27年度以降地方負担割合が増嵩していること等から、十分な予算を確保するとともに恒久的な財政支援制度に改善すること。

また、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合には、支援制度の上乗せ等の特別措置を講ずること。

なお、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっても、海洋ごみの回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講ずること。

さらに、世界的にも問題となっているマイクロプラスチック（微細なプラスチック）ごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を講ずること。

8 アスベスト対策の推進について

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、検診制度の確立などの石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制対象に石綿含有成形板等の追加、アスベスト対策を専門とする人材の一層の育成など、国の責任においてアスベスト対策の充実・強化を図ること。

また、今後、アスベストが使用された可能性のある建物の大量解体が見込まれることから、解体予定の建築物等のアスベスト（非飛散性アスベストを含む）の有無についての調査及びその除去等を行うための助成制度を創設するとともに、石綿健康被害救済制度の見直しが生じた場合、地方公共団体に費用負担を求めないこと。

【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化や地球温暖化対策の推進等に留意しながら、長期エネルギー需給見通しについて今後の具体的方策を明らかにした上で、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) エネルギーシステム改革の着実な実行

電力及びガス市場の自由化に向けたシステム改革については、電力及びガスの低廉かつ安全で安定的な供給を大前提として、へき地や離島を含めたユーザーの利益に最大限配慮しながら着実に実行すること。

新電力事業者の公平な市場参加を図るため、ベースロード電源の市場への供出を促す制度設計を行うこと。

また、温室効果ガス排出量算定等に用いるため、電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別電力需要実績等の情報について、国の主導により開示する仕組みを作ること。

(3) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、原子力発電所の廃炉が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃炉プロセス完了までの財源の確保、また長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大

太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上の観点からも重要であることから、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、意欲的な導入目標を設定するとともに、「固定価格買取制度」の適切な運用、規制緩和、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充、事業者による適正な管理の一層の推進、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進等の措置を講じ、導入拡大を最大限加速させること。

特に、多くの地域で系統接続量が限界に達し、新たな再生可能エネルギー発電所設置の障害となっている現状を重く受け止め、速やかな系統連系対策や出力変動対策の強化による接続可能量の更なる拡大、発電量の正確な把握のための基盤整備等を推進すること。

なお、固定価格買取制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

(5) 再生可能エネルギーの地域との共生

発電設備の設置に当たって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して地域住民への事前説明を義務付けるなどの法整備を図ること。さらに、関係法令等に係る必要な手続きの完了を適時適切に確認すること。

また、「固定価格買取制度」終了後や事業者の経営破綻時において、太陽光パネル等が放置されるおそれがあることから、撤去及び処分が適切に行われる仕組みを作ること。

(6) 再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

また、地域における長期・安定的なエネルギーとして活用していくため、蓄電池等を組み合わせた自家消費の推進や地域資源であるバイオマス燃料の安定確保のための環境整備を図ること。

(7) 水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

「エネルギー基本計画」において、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されると位置付けられた水素エネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させるため、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーンを見据え、改訂版「水素・燃料電池戦略ロードマップ」に基づく技術開発・実証研究や規制緩和、インフラの整備等を着実に進めること。

また、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素の利活用などについて、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体と十分連携するとともに、先駆的な取組を推進する自治体を支援するための財源措置を講じること。

(8) 海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域におけ

る海洋エネルギー資源の実用化に向けた取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元に経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備等への財源措置を講じるとともに、一般海域の利用調整ルールづくりなど国による沿岸域の総合的管理の仕組みを構築すること。

(9) エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、地域間連系線等の広域的な電力システムの強化、天然ガスの広域的なパイプライン網の整備、天然ガスの国家備蓄対象化、石油製品の国家備蓄分散化、輸入LNG気化ガス貯蔵での枯渇ガス田の利用、燃料電池自動車によるV2Xの普及促進等、エネルギーに係る多様なインフラ整備について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に取り組むこと。

2 電力需給対策等の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてLNGの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため、地方公共団体と緊密な連携のもと、積極的な啓発活動を行うとともに、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直し等、引き続き実効性のある節電対策を講じること。

(3) 省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、省エネ性能に優れた建築物の新設や既存建築物の省エネ改修等に対する支援を継続・強化すること。

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模・広域・複合災害対策の推進について

現在の災害対策法体系について、大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む。以下同じ。）を想定した国と地方の役割のあり方、緊急時対応から復旧復興に至る事務や権限及び財政負担等の役割分担を含めた見直しを行うこと。

見直しに当たっては、国、都道府県、市町村、民間企業、医療・福祉関係機関、NPOなど、全ての主体が総力を挙げて対応できる法体系・仕組みとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

（１）緊急時対応における役割分担のあり方

地方や民間等の主体的な活動を原則としつつ、それに対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。

（２）包括的な適用除外措置の創設

既存の法律や政省令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設すること。

（３）国の財政支援に係る事務手続きの簡素化等

大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化、資金使途や期間制限等の撤廃及び包括的な財政支援制度の設立など、必要な見直しを行うこと。

（４）緊急時対応体制の構築

国の指揮命令システムを明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織の創設等、国として一元的に緊急時対応を行える体制を構築すること。

（５）広域応援・受援体制の構築

地方自治体の行政機能喪失を想定した水平補完を基本とする支援、支援物資の調達・輸送・配分、広域避難者の受入、福祉避難所における専門人材の確保及び情報収集・共有などの広域応援・受援体制については、東日本大震災や平成28年熊本地震等の教訓を踏まえるとともに、地方の意見も十分に把握し、府省庁間の縦割りの是正や国と地方の役割分担の整理をすること。併せて、被災自治体の災害対応を支援する保健・医療・福祉・行政等の専門的な応援体制の確保や法制化等も含めて制度構築するとともに、大規模災害時に必要な災害医療人材を確保するため、DMATに止まらず二次救急医療機関等の幅広い職種を対象とした全国レベルの災害医療人材育成研修を実施すること。また、海外支援を積極的に活用するための協力体制を整備すること。

特に、熊本地震の教訓を踏まえ、支援物資の調達・輸送・配分などの情報を国、地方公共団体、民間事業者が共有し、連携して物流管理を行う仕組みを早急に構

築すること。また、人的派遣については、自治体間相互による水平補完を基本としながら、都道府県と市町村が一体となった職員派遣の法制化を早期に実現するなど、有機的で柔軟な支援体制を構築すること。

併せて、最近の大雪災害による教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり等を検討すること。

(6) 災害救助法の見直し

広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等も想定し、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。また、迅速かつ効果的な援助を行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うこと。特に、国や被災自治体からの要請により派遣した応援職員に係る被害認定調査や罹災証明書の発行業務、応急仮設住宅の維持管理に係る経費等を対象とするよう、救助範囲の拡大を行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。

(7) 災害時の生活再建支援事業のためのシステム構築及び罹災証明制度の見直し

災害対策基本法改正により、適切な被災者生活再建支援を行うため、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成が法的に位置付けられた。平成 28 年熊本地震においては、住家被害認定調査について詳細な調査方法が国の指針に定められているため、多大な調査人員、時間及び経費が必要となったなどの実情を踏まえると、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために住家被害認定調査の簡素化や被災者台帳に係るシステム構築が急務であり、構築と運用について財源を含めた支援制度を充実すること。

併せて、罹災証明書の判定結果が国費を伴う各種支援と連動している点を踏まえ、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないように、被害認定に係る指針の見直し等を図ること。

(8) 巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化

南海トラフ地震及び首都直下地震の特別措置法等に基づき、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のある施策を速やかに進めること。

また、国の応急対策活動の具体計画を踏まえた、防災拠点の整備及び機能向上に係る予算措置をするとともに、地方自治体の応急対策に係る財政支援措置を整備充実すること。

特に「特別強化地域」や「ゼロメートル地帯」など、被災リスクの高い地域において、緊急性の高い対策に重点化し、短期集中的に推進できるよう、既存交付金の充実や、新たな財政支援制度を創設すること。

加えて、産業・雇用の中核であり、災害時にも重要な役割を担う石油コンビナートにおける民間事業者の防災投資の取組に対する技術的・財政的支援を充実、強化すること。

(9) 複合災害対策の推進

複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、従来の府省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応が可能となるよう、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

(10) 災害対策法制等の見直しの更なる推進

上記のほか、中央防災会議「防災対策推進検討会議最終報告」及び全国知事会意見・要望の反映に配慮すること。また、これまで国において進めてきた災害対策法制等の見直しの中で反映できていない事項については、引き続き、見直しを検討すること。

2 災害予防対策の推進について

災害から国民の生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、事前防災及び減災の視点を取り入れた様々なハード・ソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する必要がある。そのため、東日本大震災の教訓や平成 28 年熊本地震、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災に関する対応状況等を踏まえ、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実を図るなど、災害予防対策の取組みを確実に推進すること。

特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 災害予防対策の推進

地域防災力の向上に対する支援、防災分野の人材育成、建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、津波対策及び液状化対策、建物を守る地盤対策、木造住宅密集地域の改善、各種共済制度や地震保険制度の充実、ソーシャルメディア等を活用した災害情報伝達手段の研究と整備、情報通信基盤の堅牢化・冗長化など、必要なハード・ソフト対策を推進すること。

特に、住宅の耐震化については、より一層手厚い財政措置など、対策の抜本的な強化を図るとともに、災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や学校施設を含む避難所となる施設、医療施設や社会福祉施設等について、更なる耐震化や天井等落下防止対策をはじめとした非構造部材の耐震対策など災害の教訓に基づく対策を速やかに推進すること。

また、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を踏まえ、木造建築物が密集する地域における大規模災害への対応を強化するため、消防力の整備指針の見直し等を検討するとともに、住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などに必要な財政措置を講ずること。

(2) 災害に関する調査研究等の推進

地震津波、風水害や土砂災害等の予測精度の向上等を図ること。また、南海トラフ地震や首都直下地震等の観測施設の早期整備と予知・観測体制の強化を行い、津波履歴調査並びに日本海側プレート境界及び海底・内陸部の活断層（未確認断

層を含む)の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表すること。

(3) 火山防災対策の充実・強化

戦後最悪の火山災害となった御嶽山噴火を踏まえて、火山の観測や情報連絡体制、火山研究に関する人材育成などの一層の充実・強化を図るとともに、火山噴火の予測精度の向上等を図る取組みを推進すること。また、活動火山対策特別措置法の規定に基づく基本指針が示されたところではあるが、火山噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体を明確にするとともに、作成主体に対して、財政支援及び技術的な支援を講じること。併せて、退避壕・退避舎等の避難施設の整備に関する手引きについても示されたが、民間を含む設置主体及び費用負担等、整備のあり方について引き続き検討するとともに、登山者等へ効果的な情報伝達についても速やかに検討すること。

(4) 豪雪時交通対策の充実・強化

豪雪による通行止めや大規模な渋滞を回避するため、高規格幹線道路における暫定2車線区間の4車線化やソフト対策の強化等により、強靱な道路ネットワークを構築すること。

また、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の配布等については、事業者等による実施が困難な場合、その支援を行うこと。

さらに、積雪寒冷地域以外において、積雪寒冷地域と同程度の降雪が確認された場合には、道路除雪費用の緊急臨時的な増大を抑えるため、対象外地域でも国庫補助等の対象とすること。

(5) 公共インフラの代替・補完体制の構築、適切な維持・更新

大規模・広域・複合災害に備え、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高速道路等のミッシングリンクの解消など、リダンダンシー確保に必要な国土軸の構築のため、公共インフラの整備を早急に進めること。

併せて、加速するインフラ老朽化に対応する戦略的な維持管理・更新のため、必要な予算の確保等を含めた対策を講じること。

(6) 孤立集落対策

土砂災害等により孤立する可能性のある集落における住民の救助、避難のための臨時ヘリポートの整備や物資の備蓄など、孤立集落対策を行うこと。

(7) 財源の確保

国土強靱化に資する防災・減災対策を着実に推進するため、当初予算において十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、補正予算においても積極的に措置すること。また、地方においても計画的に対策に取り組めるよう新たな財政支援制度の創設並びに緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

3 総合的な復旧復興支援制度の確立について

被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進するため、東日本大震災の教訓や平成 28 年熊本地震に関する対応状況等を踏まえ、復旧復興のあり方の理念を含む復旧復興基本法（仮称）を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じた主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源（復興基金や新たなまちづくりに向けた復興交付金等の制度化を含む）を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

また、平成 28 年熊本地震対応のため講じられた特別な財政支援措置等で、今後の大規模災害発生の際にも必要不可欠なものについては、常設化し、被災自治体が復旧・復興の実施に注力できるような仕組みを構築すること。

（1）各種制約の緩和・撤廃等

復旧復興を速やかに進行させるため、原形復旧が原則とされている復旧復興財源の制限撤廃や災害査定等の一連の事務手続きの更なる効率化・迅速化及び事業期間制限の緩和など、災害の実情を踏まえ不断の見直しを行い、既存制度にとられない規定を創設すること。

地域経済の回復に不可欠な被災企業の早期再建や生産力強化、企業誘致を推進するために必要な税制上の特例措置を講じること。

また、熊本城などの国指定重要文化財等で、復旧・復興に高度な技術を要する文化財については、人的かつ技術的支援を行うとともに、補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講じること。

（2）被災者生活再建支援制度のあり方等

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。併せて、住まいの再建・確保に向けた相談支援や財政支援などを検討すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

（3）大規模災害を想定した事前復興制度の創設

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が想定されている地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前の円

滑な高台移転や区分所有物件の修理・再建等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう法整備や制度設計を行うこと。

4 原子力災害対策の推進について

平成 28 年 3 月の原子力関係閣僚会議において決定された、「原子力災害対策充実に向けた考え方 ～福島を教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～」の実施にあたり、政府一丸となって原子力災害対策に主導的立場で対応するとともに、全国知事会等と意見交換を行い自治体の意見を十分に反映させること。

(1) 原子力安全対策の充実

ア 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということとを前提に、事故時に放射性物質の大量放出や拡散を防ぐため、意思決定などマネジメント面への対応を含め、法制度や体制の整備等、安全対策に取り組むこと。

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。さらに、原子力規制委員会は、立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い議論を行い、IAEA等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

また、真に実効性のある安全規制とするため、規制基準に基づく厳正な審査を行うとともに、原子力規制の取組状況や安全性について、国民に対し自ら主体的に説明責任を果たすこと。

(2) 原子力防災対策の推進

ア 原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が、未だ不明確であり、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、UPZ外においても必要に応じ防護対策を実施することから、対策の具体的実施方法を明らかにするとともに、実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分を判断する基準である緊急時活動レベルなど未策定の事項について、速やかに指針を策定すること。加えて、これらに係る所要の財源措置を行うこと。さらに、防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

イ 原子力災害対策指針においては、UPZ圏内外とも屋内退避が最も基本的な防護措置とされているが、国は、長期化した場合を含め、対応方針をあらかじめ示すこと。

また、大規模地震との複合であっても、この仕組みが最適であるのか研究を行い、必要な措置を講ずること。

これら防護措置の考え方について、原子力施設の立地及び周辺自治体の住民をはじめとする国民に対し、科学的根拠に基づく丁寧で分かりやすい説明に努める

こと。

- ウ 避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、関係自治体の意見を十分聴き、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- エ 高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連する法整備を図ること。また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- オ 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。
- カ 都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、避難退域時検査の体制整備並びに必要な資機材の整備、避難に係るインフラの整備や維持管理を行うなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むとともに、事業者に対し関係地方自治体と積極的に取り組むように指導すること。
併せて、都道府県域を超えるような広域的なUPZ圏内外の原子力防災訓練について、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体及び住民と連携しつつ、実践的に実施すること。
- キ 重大事故が起こった場合に備え、自衛隊などの実動組織の支援内容、指揮命令系統や必要な資材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- ク 地方自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。

5 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、国は、原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。

特に、北朝鮮による核実験の実施、ミサイル発射が相次ぐ中、脅威が新たな段階

に入ったことを示す大陸間弾道ミサイル（ICBM）の発射やこれらに伴う軍事衝突の可能性など、北朝鮮情勢はこれまでになく緊迫し、日本への影響も懸念されることから、国民の不安が増大しているため、国民への情報提供やミサイル発射の兆候・発射情報の迅速な伝達、関係機関がとるべき対応の明確化、住民の避難への備え、実践的な訓練の実施等を図ること。

【地域情報化関係】

1 マイナンバー制度について

- (1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、普及、定着が進まない。国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、その概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。

その際には、各年齢層及び言語や環境による情報格差に応じて、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細やかな周知・広報に努めること。

- (2) マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を確立すること。

特に特定個人情報保護方策について、社会情勢、国民の意識、法制度等諸環境の変化を踏まえ、情報漏洩や目的外利用などの事例やその原因、危険性について不断の検証を重ねた上で、随時追加・見直しを行うこと。

- (3) マイナンバー制度に係るセキュリティ対策については、技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じること。

また、地方公共団体が引き続き実施するセキュリティ対策に必要な経費について財政措置を確実に講じるとともに、セキュリティに関する職員研修を実施する際の技術的助言等を行うほか、民間事業者においても、十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において適切なフォローアップを行うこと。

- (4) マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や悪質商法、マイナンバーに絡めた特殊詐欺、マイナンバーや個人情報を騙し取る等の事案が発生していることから、引き続き総務省、内閣官房、消費者庁及び警察庁等が連携して様々な注意喚起及び情報提供を随時行うとともに、監視体制を確保し、特殊詐欺や悪質行為の被害を未然に防止するため万全を期すこと。

- (5) マイナンバー制度を円滑に運用するためには、全ての地方公共団体と民間事業者において、制度の理解が重要であることから、引き続き、所管省庁が参加した説明会や研修会を開催するとともに、随時マニュアルの追加・見直しを行うこと。

特に中小企業・小規模事業者においても、マイナンバー制度への対応が確実に行えるよう国の責任において適切なフォローアップを行うこと。

なお、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方公共団体や民間事業者が主催する説明会や研修会に対して、講師を無償で派遣すること。

(6) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、新たにシステム及びネットワークに係る構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施が発生した際には、それに要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

また、その際には、地方の意見を十分に反映させるほか、地方の準備期間が十分確保できるよう配慮すること。

(7) 「情報提供ネットワークシステム」を利用した情報連携においては、国と地方公共団体や地方公共団体相互で安全かつ円滑に行われるよう、国が責任をもって情報提供ネットワークシステムの運営及び監視を行うこと。

また、情報連携においては、膨大な国民の特定個人情報のやりとりが行われ、国の関係省庁も多岐にわたることから、国においては、引き続き、全体を俯瞰する責任者の下、障害発生時には迅速に原因究明や復旧ができるよう、強固な人員体制等を構築するとともに、地方への支援体制の強化を図ること。

(8) マイナンバーカードの更なる普及促進を図るため策定された「ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム」や「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」によるカードの利便性向上策については、セキュリティや費用対効果等の検証を重ねた上で、国民に対してその効用及び安全性を分かりやすく周知・広報するとともに、利用者にとって使い勝手がよいものとなるよう、創意工夫を図ること。

また、利用時には、混乱が生じないように一元的な窓口によるサポート体制を充実させること。

なお、マイナンバーカードの発行手数料については引き続き国が負担し、カードの機能充実・拡大に伴い地方公共団体等で対応を要する事項については、国による財政措置を含めた支援を行うこと。

(9) 法施行後3年を目途として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

(10) マイナンバー制度に関して、地方との協議が必要な場合及び地方から協議の求めがある場合には、「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」等の場において、地方の意見を十分に聴いた上で、反映させること。

特に、地方側で対応が必要となる作業等の情報については、内閣官房や総務省の責任の下で、全省庁分を一元的に集約・管理し、地方の準備期間が十分確保できるよう迅速かつ適切な情報提供を行うこと。

2 官民データ活用の推進について

- (1) 官民データの適正かつ効果的な活用を推進するため、データの取扱ルールの差異やデータフォーマットの不統一を解消するなど、国において必要な環境整備を行い、ガイドライン等で示すこと。
また、官民データ活用推進基本法に基づいてデータの提供システムを整備するにあたっては、サイバー攻撃へのセキュリティ対策を十分に講じること。
- (2) 各都道府県が策定する官民データ活用推進に関する施策の実効が伴うよう、地方公共団体への支援制度を設けるとともに、施策実施に必要な予算を確保すること。

3 地域 I o T 実装の推進について

- (1) 地域の活性化や課題解決を図る地域 I o T 実装を加速させるため、地域の体制整備や I o T 実装の具体的な計画策定への支援、地域の I o T 実装に向けた先進的な取組や、実証されたモデルの横展開の取組を促進する助成制度などの拡充を図ること。
また、ICT人材が不足する地域における I o T 実装を後押しするため、メンターや専門家派遣、地方自治体と民間企業等間の人材交流、地方自治体職員、地域住民等に対する教材の開発・研修の実施、事業パートナーとのマッチング機会創出などの取組など、人材の育成・活用に対する支援の充実を図ること。
- (2) 安心して地域 I o T 実装を進めることができる環境の創出に向け、I o T 機器メーカーをはじめ、システム構築業者、サービス提供者、ユーザーなどの I o T 関係者を対象とするセキュリティ対策を早急に国において確立し、その成果の共有を図ること。

4 自治体クラウドの推進について

- (1) 自治体クラウドの導入を推進するにあたっては、クラウドに対するセキュリティや、システムの共同利用等に対する不安を払拭するため、引き続き、導入によるメリットや、導入の手順について国民及び地方公共団体に分かりやすく示すこと。
また、各地方公共団体における業務の標準化や、導入の障害となるベンダーロックインの排除に向けた必要な支援を引き続き実施すること。
- (2) 自治体クラウドの導入に必要となる基盤構築に要する費用や、既存システムの中途解約に伴う違約金等のインシヤルコストについては、自治体クラウドの導入を推進するためにも、引き続き、国において適切な財政措置を講じること。
また、市区町村のクラウド導入を支援する都道府県に対しても適切な財政措置

を講じること。

- (3) 自治体クラウドの導入には、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、ベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。

5 情報セキュリティ対策の推進について

- (1) 自治体の情報セキュリティ対策を強化し、実効性のあるものとして機能するよう、「自治体情報システム強靱性向上」の取組みや、「自治体情報セキュリティクラウド」の運用及び新たな脅威に対するための機能追加等に要する経費について、必要な財源措置を確実に講じるとともに、「自治体情報セキュリティクラウド」に係る国、都道府県、市区町村の役割分担及び権限を明確に規定すること。
- (2) 今回新たに導入した自治体情報セキュリティ対策により、情報セキュリティ水準の向上という面では一定の成果は上げられた。しかし、業務利便性が著しく低下し、働き方改革に逆行するという新たな課題が生じている。こうした課題を解決できるよう、地方自治体の意見を聴きながら、国が主体的に検討を行うこと。
- (3) 地方公共団体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方公共団体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。
- (4) 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成27年3月版）」や「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に準拠した情報セキュリティポリシーを実施するにあたっては、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、ベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。
- (5) 日々多様化する地方公共団体へのサイバー攻撃に関して、具体的な対応方法などについて、引き続ききめ細やかな周知・情報提供の充実に努めるとともに、地方公共団体が行うサイバー攻撃にかかる技術的・物理的・人的対策並びに訓練・実証事業に要する経費に対し、財政上の支援措置を講じること。

6 地域情報化の推進について

- (1) 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に

不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、必要な支援策を講じるとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、維持管理及び再整備に対する財政措置を含む支援策を講じること。

- (2) 携帯電話不感地帯解消に向け、市町村等の整備要望に対応できるよう「携帯電話等エリア整備事業」の予算を十分に確保するとともに、通信事業者の設備投資を促進するため、施設の整備及び維持管理に係る負担の軽減策を講じること。
- (3) 情報通信審議会の答申を踏まえ、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。
- (4) 安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築への支援を継続するとともに、災害時に情報収集手段を確保するための支援策を講じること。
- (5) 自治体のICT部門におけるBCP（事業継続計画）対策を進めていくために、必要な支援策を講じること。

7 地上デジタル放送に係る必要な措置について

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けている地域に対し、国の責任において、地上デジタル放送に係る必要な措置を引き続き実施すること。
特に同発電所事故により被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。
- (2) 地上デジタル放送難視対策により恒久的対策を実施した施設等の維持管理費等に係る対象世帯及び地方公共団体の負担について、電波利用料財源の活用などにより軽減を図ること。

8 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策について

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がコミュニティサイト等を介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たないことから、フィルタリング義務の規制対象範囲を青少年のインターネット接続に際し用いられる携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤー等にも拡大するとともに、フィルタリング設定など保護者による適切な管理の義務付けや業者への働きかけを行うなど、青少年が有害情報に触れる機会を減少させるための措置を講じること。

【地方公会計・地域国際化・基地・領土・拉致等関係】

1 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成27年1月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うこと。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業会計についても、平成27年1月総務大臣名の「公営企業会計の適用の推進について」の通知により、下水道事業等において平成27年度から平成31年度までの5年間で、地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行するよう、要請があったところである。その移行に当たっては、地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を確実に講じるとともに、財政支援措置の拡充を図ること。

2 地域国際化の推進について

(1) 国際化の進展に伴う多文化共生社会の形成に向けて、帰国・外国人、外国にルーツを持つ児童生徒の教育、日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する措置を早急に講じること。

とりわけ、医療や災害対応については、生命や健康にかかわる問題であることから、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度を導入するとともに、多言語・やさしい日本語による災害関連情報の提供支援を行うこと。

(2) 地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入りに係る支援（入国事前審査及び査証発給事務の簡素化・迅速化）を推進拡充すること。

(3) 在外被爆者に対する援護については、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、その実情等を踏まえて引き続き検討し、必要な改善を行うとともに、在外公館等において高齢化が進む被爆者支援の強化を行うこと。

(4) 地方警察官の増員を図るなど、来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取

締りを強化するとともに、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

- (5) 国際定期便・チャーター便の就航、国際ビジネス機の飛来及び外航クルーズ船の寄港など地域国際化の基盤整備の一環として、空港・港湾のC I Q（税関・出入国管理・検疫等）体制の更なる整備・充実を図るとともに、国と地方の役割分担を前提として、大型クルーズ船寄港時など一定の場合には、所定の研修を受けた地方公共団体の職員等がC I Q業務を補助できる制度等を創設すること。

3 基地対策の推進について

- (1) 米軍基地の整理・縮小・返還を促進するとともに、返還後の基地跡地利用について国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。
また、基地対策に関する経費が地元へ転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらさないよう、地方公共団体の意向を踏まえ新たな制度の創設を含め適正な措置を講ずること。

- (2) 日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

特に、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

基地内の環境問題等については、その影響が基地内にとどまらず、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理、運用に当たっては、環境法令等国内法が遵守されるよう見直すこと。

また、平成27年9月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。

- (3) MV-22オスプレイをはじめとする米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査と事前情報提供を行った上で、関係地方公共団体や地域住民の不安が払拭されないまま実施されないよう措置すること。

また、米軍基地に配備されているヘリコプター等の航空機から発生する低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。

- (4) 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。

(5) 米軍人等による事件・事故の防止について、具体的かつ実効的な対策を早急に講じるよう米側に申し入れること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置すること。

なお、平成29年1月に日米両政府間で締結された軍属に関する補足協定を的確に運用し、事件・事故の防止に向けた取組を進めること。

(6) 重要影響事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

4 北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

5 拉致問題の早期解決について

北朝鮮当局は、平成26年5月の日朝合意に基づく北朝鮮による包括的かつ全面的な拉致被害者の調査を約束したものの、平成28年2月に調査の全面的な中止と特別調査委員会の解体を発表し、その後拉致問題に係る進展は見られない。

それに加え、相次ぐ核実験及び弾道ミサイルの発射を繰り返し、国際社会に対し一層挑発行為を激化させている。

拉致被害者及びそのご家族は高齢となり、一刻の猶予も許されない。

政府においては、引き続き拉致問題を最優先課題として主体的に取り組み、関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、拉致問題の一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明者の早期帰国等の実現を図ること。

制裁等の圧力を一層強化する中でも、交渉に当たっては、対話の糸口を探るなど、現状を打開し解決へ繋げる方策を実施すること。

また、行方不明者の情報等を逐次提供するなど、地元自治体との連携を密にとること。

さらに、朝鮮半島に緊張感が高まっている中、有事の際には拉致被害者等の救出及び安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、拉致の可能性を排除できない方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

6 座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確

保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

また、日本近海を航行する船舶について、P I 保険に加入するよう近隣諸国に要請するとともに、P I 保険が機能しなかった場合も想定した対応策を講じること。

なお、制度確立までの間に地方公共団体が座礁船等の撤去等を行う場合には、撤去等に多額の費用を要するため、P I 保険会社等により補填されない差額部分について、国による費用負担の支援充実を図ること。

【道州制関係】

道州制については、自由民主党において基本法案の検討が引き続き行われている。

全国知事会では、これまで、平成25年1月に「道州制に関する基本的考え方」を、平成25年7月に「道州制の基本法案について」をとりまとめ、その検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国は東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興をはじめ、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。それだけに今、道州制を議論するということであれば、基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党等において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されていることは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。

については、基本法案の検討に当たっては、以下の内容を十分踏まえること。

1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

- (1) 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示さなければならない。
 - ① 現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を踏まえ、道州制の必要性を示すこと
 - ② 道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと
 - ③ 道州制については、国民に十分理解されているとは言い難いので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと
 - ④ 道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること
- (2) 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
 - ① 国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること
 - ② 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと
- (3) 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるも

のでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。

- ① 道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと
- ② 道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあり方を示すこと

2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

- (1) 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。
 - ① 道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性
 - ② 国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性
 - ③ 直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係
- (2) 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。
 - ① 道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法
 - ② (仮に現行の市町村のままであるなら、) 基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策
 - ③ 政令指定都市等の大都市と道州との関係
 - ④ 道州制における住民自治の強化方策
- (3) 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。
 - ① 現在、国・地方の歳出約184兆円に対し、税収は約96兆円(国約57兆円、地方約39兆円)という状況の中で、道州が十分な税財源を確保するための具体的な方策
 - ② 現在、国は約898兆円、地方は約195兆円の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させることがあってはならない。これまでの地方分権改革推進委員会の勧告や「地方分権改革の総括と展望」などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実などの改革を進めるべきである。

- ① 国の出先機関の廃止に向けた大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの更なる見直しなどを進めること
- ② 全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合、九州広域行政機構（仮称）等の取組等について検証を行うとともに、希望する地域に国出先機関を移管すること
- ③ 提案募集方式による地方からの提案について、積極的に検討を行い、できる限り実現を図ること
福祉等の分野における「従うべき基準」の速やかな見直しや地域交通に関する事務・権限の移譲等による支障の解消など、全国知事会が従前より求めているものについて重点的に議論すること
全国一律の移譲を早期に実施しがたい事務・権限については、手挙げ方式や特区制度を活用し、更に地方分権改革を推進すること
国のハローワークの地方移管の実現に向け、地方版ハローワーク等の成果や課題を検証し、制度改善や国と地方の連携、役割分担のあり方などについて必要な見直しを行うこと
- ④ 国と地方の役割分担に応じて、税源移譲を含め、国と地方の税財源配分を見直すとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること
また、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより、持続可能な地方交付税制度として確立するとともに、地方一般財源を充実すること